

地震や緊急事態発生から引き渡しまでの流れ

家庭揭示用

那須烏山市立江川小学校

地震・緊急事態発生

震度5強以上の場合には、学校からの連絡の有無にかかわらず、お子様の「引き渡し」を行います。

学校

児童の安全確保

一次避難(校庭等)

情報収集・対応決定

☆情報発信(メール・HP等)
停電の場合は発信できないこともあります。

保護者

引き渡し(校庭等)

保護者が引き渡し場所に来るのが遅れる場合

- ①学校の指示に従う。
- ②引き渡しカードで確認を行う。
- ③お子様を引き取る。

お子様を学校で責任をもって、留め置きしています。
遅くなっても、必ず迎えに来てください。

引き渡しをする必要がある災害の規模

市域のいずれかで、震度5強以上の地震が観測されたとき

- ・学校及びその周辺に火災が発生し、長時間に及ぶと想定されるとき
- ・学区内に不審者等が出没、事件発生等で、危害が及ぶ事態が予想されるとき
- ・気象警報(大雨警報・洪水警報・暴風警報・雷注意報・大雪警報・竜巻注意情報)が発令され長時間に及ぶと想定されるとき

※各種注意報は該当しない。

- ・その他、校長が引き渡しが必要と判断したとき

- 例 ○ 学校周辺の公共交通機関、道路等の状況を確認し、再開、復旧の見込みが立たない場合
- 学校及び周辺の地域が停電となり、児童を安全に帰宅させられないと判断される場合

大規模地震にあたらぬ地震発生時の対応

大規模地震にあたらぬ地震(市域のいずれの場所でも、震度5弱以下の地震であった場合)の対応については、中学校区の校長で協議し、最終的に各校長が判断します。

また、学校で預かる(留め置く)際や集団下校させる際は、事前に保護者に周知します。